

令和5年12月26日	
市長定例記者会見配布資料	
担当課	人権・同和対策室

上越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について

1 事業の目的

当市の人権条例及び人権都市宣言の理念に基づき、性的指向及び性自認にかかわらず、市民一人一人がかげがえのない存在として尊重され、安全で安心して暮らすことのできるまちの実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入する。

2 制度開始予定日

令和6年2月1日

3 制度の概要

性的マイノリティのカップルが、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係「パートナーシップ」を宣誓したことを市が証明するもの。あわせて、パートナーシップを宣誓した人が、その親族とともに生活する関係「ファミリーシップ」を宣誓することもできる。

4 宣誓の要件

(1) パートナーシップ

- ・双方又は一方が性的マイノリティ（性的指向が異性に限らない人、又は性自認が戸籍上の性別と異なる人。）であること。
- ・双方が成年に達していること。
- ・双方又は一方が上越市に住所を有している、又は3か月以内に転入を予定していること。
- ・双方が直系血族、3親等以内の傍系血族又は直系姻族（養子縁組により、その関係が生じた人を除く。）でないこと。
- ・双方に配偶者（事実上の婚姻関係（パートナーシップの関係を含む）にある人を含む）がないこと。

(2) ファミリーシップ

- ・パートナーシップの宣誓をした人の双方又は一方の3親等以内の親族で、生計が同一であること。

5 宣誓の方法

- ・令和6年2月1日から宣誓を受け付ける。
- ・事前に日時を予約した上で、人権・同和対策室へ必要な提出書類を提出。

6 宣誓制度を活用した行政サービス

- (1) 市営住宅への入居申込み（親族として申込み可能）
- (2) 住民票の続柄の表記（パートナーを縁故者と表記）
- (3) 軽自動車税の減免（障害のあるパートナー等のために使用する軽自動車を対象）
- (4) 保育園の送迎（保護者と同様に送迎が可能）